

芽室町省エネルギー診断受診支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町内における中小企業等の脱炭素経営に向けた取組を支援するため、予算の範囲内において芽室町省エネルギー診断受診支援事業（以下「補助金」という。）を交付することについて、芽室町補助金等交付規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、特定非営利法人、又は農事組合法人

(2) 事業所 事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に事業所を有する中小企業等で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 補助金の交付後も引き続き事業を継続する意思がある者

(2) 本町が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）

(3) 芽室町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、経済産業省の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費の交付を受け

た民間団体等（以下「省エネ診断機関」という。）が実施する省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）に要した費用のうち、診断費用に相当する費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の額とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の上限額は5万円とする。

2 同一事業所への同一内容による省エネ診断に対する補助は、1回限りとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芽室町省エネルギー診断受診支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）町税等納入調査同意書（第2号様式）
- （2）省エネ診断機関に支払った費用を証する書類
- （3）省エネ診断の結果が確認できる書類
- （4）申請者名義の振込先口座が確認できる書類
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、芽室町省エネルギー診断受診支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告の特例）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、第6条の規定による申請書の提出をもって、これを行ったものとみなす。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。